

1 実施日

令和3年5月21日

2 会議方法

書面会議

3 委員の出欠

14名全員出席（委員全員が書面表決書を提出）

4 審議案件及び表決結果

第1号 屋内広告物に対する効果的な規制の検討について

「屋内広告物に対する効果的な規制検討会」の設置について、全会一致で可決

第2号 のぼり旗の掲出基準の検討について（意見聴取）

第3号 ラッピングバスガイドラインの改定の検討について（意見聴取）

【主な意見】

議案第1号 屋内広告物に対する効果的な規制の検討について

- (A委員)明記されている内容は非常に重要な案件なので、実効性のある規制になればと期待する。
(B委員)これまで努力されてきた良好な景観形成が維持されるよう、よろしく検討いただきたい。
(C委員)規制を及ぼすという方向性について概ね賛成する。ただし、広告物とそれ以外をどのような基準で区別するのか困難となる場合が生じないかと思う。
(D委員)最近新しくできたドラッグストアの屋内広告物を気にして見ているが、これらのサインが屋外の壁面に掲出された時の面積や規模がどうなる可能性があるか、大変気になる。検討会でそのような比較シミュレーションなどがあればわかりやすいと思う。
(E委員)屋外広告物と同等の効果を見込める広告物の規制は当然と思うが、商店街やまちなかの賑わいを創出する役割を果たすショーウィンドーの取扱いは十分な考慮が必要である。
(F委員)今後の進め方の案に関し、速やかな制定を目指す指針が分かりやすく、検討会から審議会への報告を期待している。
(G委員)様々なメディア技術の登場が予想されるので、その点も踏まえて、ルールや方針を考える必要がある。
(H委員)刑事罰を規定する場合、連絡してほしい。

議案第2号 のぼり旗の掲出基準の検討について

- (会長) 次回審議会が対面で行えれば、検討ポイントの項目ごとに、現状の画像を準備いただき、情報共有した上で各委員からの意見を踏まえ検討したい。
(D委員) 市内にあるのぼり旗の掲出の現状が知りたい。
(A委員) 検討のポイントについて、「放置期間」という概念も必要と考える。例えばイベントで数日間のみ掲出するなど賑わいにつながる可能性も踏まえて考える。
(E委員) 景観上設置を控えた方が良い場所や交通安全上特に支障が出る場所については設置の禁止もやむなきと思う。
のぼり旗はあまり耐久性がないので許可期間の検討が必要と思う。大きさや高さも規制が必要だと思う。
(I委員) 色や数について、規制が必要だと思う。
(C委員) のぼり旗については、交通安全への配慮、安全性等について、固有の問題があると考えられる。のぼり旗の設置により、第三者が受傷等する事態を避ける必要があるため、その他

の広告方法とは異なる問題点があると思われる。他方で、安価で設置可能という利点もあるので、バランスに配慮した基準が必要と思われる。

(J委員) 具体化する基準の適用範囲はどこまでか(市内全域かまちなか区域だけか等)。公共団体(適用除外)に対する取扱いについて(適用除外であっても行政が模範を示すべき)。

(K委員) 設置を原則禁止とする区域の設定について(例えば歴史文化象徴区域など)。

(F委員) 検討のポイント「景観への配慮」に追加して、市内の主要観光スポット近辺の駐車場は、のぼり旗不可とすることの検討を提案したい。現在、風当りの強い兼六坂途中や橋場町高台で、のぼり旗が傾いたり、絡まったり大変見苦しい状態を頻繁に目にする。駐車料金等記載の看板が逆に見えづらくなって不便である。

(B委員) 何よりも車からの視野を妨げたり、歩行者の安全を妨げたりすることのないよう、さらに、統一感のないデザインにならないよう、のぼり旗も景観を左右するものであるという自覚を店主が持てるよう、啓発をお願いしたい。

(G委員) 具体事例を分析しながら進めていく必要がある。例えば、交通安全への配慮については、道路の形状やその他視覚要素等を考慮する必要がある。安全性については、近年、異常気象も問題となっているため、強風等自然現象も考慮が必要。

(L委員) 設置場所について、公共の場所は禁止し、自社道路側は間隔を3~5mとする。他の所有者の物件については、所有者の許可がいる。

議案第3号 ラッピングバスガイドラインの改定の検討について

(A委員) これまで、大変優良なデザインのラッピングバスが走っていることを踏まえ、広告主あたりの台数は多少増やしてもよいのではないかと考える。検討のポイント、目的等に関しては問題ない。

(K委員) 走行台数の上限(10%)の緩和について、1広告主あたりの台数(1台)の緩和について。

(D委員) これまでデザイン等については、1台ごとに慎重な審査を進めてきた成果もあり、市内を走るバスは他県のもの比べても十分に洗練されたデザインに仕上がってきていると思う。ガイドラインの改定についても、これまでの審査機能を生かしていけば、景観に危惧することも少ないと思う。

新たな時代に合わせ、定期的に検討を進め、柔軟に改定していくことは景観にとっても良いことではないか。

(L委員) 現行のラッピングバスはデザインも良く、街に違和感なく走行しているので、上限を20~30%に増やしてもいいと思われる。

(会長) 市民アンケートの内容については、検討のポイントを踏まえ、十分検討して作成していただきたい。

(C委員) 検討のポイント(案)で示されている内容について、概ね賛成である。ただし、やや規制が厳しいと思われる走行台数の上限、1広告主あたりの台数等については、柔軟な対応が必要になる場面もあるのではないかと考える。

(F委員) 検討ポイント(案)には概ね賛成する。走行台数の上限は10%以内に、顔写真はできるだけ不可に、蛍光塗料は控える等を希望する。

(G委員) 具体的な広告主の要望や問い合わせ内容等、すなわち各項目をどうしたいのかが見えない。一般的に、人物写真を使用するとキャラクターのイラスト以上に主張が強くなると考えられる。具体的な要望に対し、統一感をもって方針を決める必要がある。

(E委員) 走行台数の上限について、割合は引き上げて良いが、撤廃は避けるべきと思う。また1広告主あたりの台数についても1台はあんまりだが、撤廃ではなく常識的な台数を決める必要を感じる(予算的に実現性は乏しいが、キャンペーン等のために多くの台数を走行させることは控えるべきと思う)。台数を増やすと広告業者が複数台を確保して、広告媒体として営業活動することも考えられる。

(B委員) 様々な点に配慮したガイドラインが決められており感心した。北鉄バスの色彩は独特で金沢の風景に溶け込んでいるので、これ以上ラッピングバスが増えないことを望みたい(10%維持、できれば下げてほしいくらい)。

以上